

訴訟種類	長崎控訴院管内區裁判所ノ名簿									
	長崎	大村	島原	平戸	武蔵	福江	原	佐賀	武雄	唐津
地所名義書換										
地所取戻										
地所妨害										
地役確認										
地所原形回復										
山林ニ關スル事										
立木ニ關スル事										
林場ニ關スル事										
道路ニ關スル事										
用水ニ關スル事										
建物船隻計										
建物所有										
建物買取										
建物賃借										
建物登記										
建物引渡										
船隻引渡										
船隻買取										
船隻引渡										
船隻買取										
無抵當貸付金										
地所書入貸付金										
建物書入貸付金										
船舶書入貸付金										
動産書入貸付金										
立替										
預替										
委託										
爲替										
手形										
約定金										
受附金										
手附金										
證據金										
費代金										
地所建物買代金										
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

訴訟種類	長崎控訴院管内區裁判所ノ名簿									
	長崎	大村	島原	平戸	武蔵	福江	原	佐賀	武雄	唐津
地所名義書換										
地所取戻										
地所妨害										
地役確認										
地所原形回復										
山林ニ關スル事										
立木ニ關スル事										
林場ニ關スル事										
道路ニ關スル事										
用水ニ關スル事										
建物船隻計										
建物所有										
建物買取										
建物賃借										
建物登記										
建物引渡										
船隻引渡										
船隻買取										
船隻引渡										
船隻買取										
無抵當貸付金										
地所書入貸付金										
建物書入貸付金										
船舶書入貸付金										
動産書入貸付金										
立替										
預替										
委託										
爲替										
手形										
約定金										
受附金										
手附金										
證據金										
費代金										
地所建物買代金										
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

手	裝	給	雇	報	手	手	移	手	旅	運	販	飲	賃	藥	肥	過	取	精	選	損	辦	代	不
當					酬	數	轉	代	費	送	料	料	料	料	料	料	代	達	算	約	賠	償	得
金	料	料	金	金	金	料	料	料	金	料	料	料	料	料	料	金	金	金	金	金	金	金	金

立水賣買代金	株券賣買代金	委託販賣代金	小作	借地	借地	借家	借家	工家數	取立	保證	保除	本	資	講	積	利	利	配

新訟種類

長崎控訴院管內區裁判所名簿

訴訟種類	長崎控訴院管内區裁判所ノ名稱	
	區時長	區村大
不當決議取消		
名義書換		
精算差拒		
詐害行為廢罷		
妨害解除		
權利確認		
所有權ノ爭		
抵當ノ爭		
債權確認		
保證義務		
契約履行		
契約解除		
和解消除		
原狀回復		
強制執行ニ關スル事		
抵押假差押ニ關スル事		
假處分ニ關スル事		
公示催告		
假差押及假處分申請		
合計	10	10

三四二

訴訟種類	長崎控訴院管内區裁判所ノ名稱	
	區本旗	區船押
土地所有		
地所占有		
地所買賣		
地所競賣		
地所讓與		
地所借貸		
地所作地		
地所質書		
地所登記		
地所分地		
地所交換		
合計	10	10

三四三

委託	荷為替	手形	約定	受附	手續	證據	費代	地所	委託	小作	借地	借家	借家	取立	保除	保除	積	利	配當	
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	金
17	6	8	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
17	6	8	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

三六一

訴訟種類	青森區	函館區	野邊地區	弘前區	餘ヶ澤區	五所川原區	八戸區	函館區	江差區	福山區	壽都區	札幌區	浦河區	増毛區	稚內區	小樽區	岩内區	根室區	厚岸區	釧路區	合計	
建物所有	5																					5
建物買																						
建物借																						
建物明渡																						
船舶引渡																						
船舶取戻																						
無抵當貸金																						
地所書入貸金																						
建物書入貸金																						
船舶書入貸金																						
動産書入貸金																						
有價證券書入貸金																						
預立替																						
金																						
101	5	6	3	1	2	9	5	6	1	4	3	7	3	1	6	2	5	1	1	7	101	

三六〇

訴訟種類	函館控訴院管内區裁判所ノ名稱										
	青森	野邊地	弘前	津軽	五所川原	八戸	函館	江津	福山	壽都	札幌
手形	1										
證券											
書類ニ關スル事											
雜事											
登記ニ關スル事											
家畜ニ關スル事											
委任解除											
詐害行為廢罷											
妨害解除											
所有權ノ事											
保證義務											
契約履行											
契約解除											
強制執行ニ關スル事											
差押假押ニ關スル事											
假処分ニ關スル事											
合計	100										100

公示催告	函館控訴院管内區裁判所ノ名稱										
	青森	野邊地	弘前	津軽	五所川原	八戸	函館	江津	福山	壽都	札幌
假押及假処分申請											
裁判所ニ對シテノ申請											
裁判所ニ對シテノ申請											
合計	100										100

第四部第二款第四十九表 第一審訴訟金額價額階級

東京控訴院管轄	區別	金額價額階級	第一審訴訟新受件數										金額價額合計						
			五圓以下	五圓以上十圓以下	十圓以上二十圓以下	二十圓以上五十圓以下	五十圓以上百圓以下	百圓以上五百圓以下	五百圓以上一千元以下	一千元以上五千元以下	五千元以上一萬元以下	一萬元以上	件數	金額	合計				
東京區	東區	五圓以下	100	50	30	20	15	10	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	五圓以上十圓以下	50	30	20	15	10	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	十圓以上二十圓以下	30	20	15	10	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	二十圓以上五十圓以下	20	15	10	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	五十圓以上百圓以下	15	10	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	百圓以上五百圓以下	10	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	五百圓以上一千元以下	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	一千元以上五千元以下	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	五千元以上一萬元以下	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	一萬元以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	合計	100	50	30	20	15	10	5	3	2	1	1	1	1	1	1	1	
東京區	東區	金額	1000	500	300	200	150	100	50	30	20	10	5	3	2	1	1	1	1
東京區	東區	合計	1000	500	300	200	150	100	50	30	20	10	5	3	2	1	1	1	1

區裁判所名額階級	金額價額合計	
	円	圓
大聖寺	1,900,000	4,000,000
七尾	4,370,000	8,000,000
高濱	3,700,000	7,000,000
輪島	2,500,000	5,000,000
澤	1,500,000	3,000,000
密	1,500,000	3,000,000
山	1,500,000	3,000,000
和	1,500,000	3,000,000
歌	1,500,000	3,000,000
山	1,500,000	3,000,000
德	1,500,000	3,000,000
密	1,500,000	3,000,000
計	10,000,000	20,000,000

第一審新受件數

區裁判所名額階級	金額價額合計	
	円	圓
大聖寺	1,900,000	4,000,000
七尾	4,370,000	8,000,000
高濱	3,700,000	7,000,000
輪島	2,500,000	5,000,000
澤	1,500,000	3,000,000
密	1,500,000	3,000,000
山	1,500,000	3,000,000
和	1,500,000	3,000,000
歌	1,500,000	3,000,000
山	1,500,000	3,000,000
德	1,500,000	3,000,000
密	1,500,000	3,000,000
計	10,000,000	20,000,000

區裁判所 名額	金額 新額 階級	第一審訴訟新受件數										金額 價額 合計		
		テマ	四	拾	五	七	百	百	千	千	萬		萬	
根室區	100													
厚岸區	100													
室蘭區	100													
通計	300													
合計	300													

第四部第二款第五十表

第一審訴訟審理期間

審理期間	既決		未決	
	比	率	比	率
十日以下	15.0	5.0	10.0	3.3
十一日以下	10.0	3.3	8.0	2.7
十二日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
十三日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
十四日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
十五日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
十六日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
十七日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
十八日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
十九日以下	10.0	3.3	10.0	3.3
二十年以上	10.0	3.3	10.0	3.3
合計	300	100	300	100

第四部第三款第五十一表

身分登記及戸籍ニ關スル抗告總數

區裁判所及戸籍役場ノ名稱	抗告總數		抗告ノ結果	
	受審	合計	却下	其他ノ結果
東京控訴院管轄				
麹町區役所	1	1	1	1
日本橋區役所	1	1	1	1
牛込區役所	1	1	1	1
下谷區役所	1	1	1	1
淺草區役所	1	1	1	1
本所區役所	1	1	1	1
中野區役所	1	1	1	1
金町區役所	1	1	1	1
八日市場區	1	1	1	1
吉田村役場	1	1	1	1
境町役場	1	1	1	1
下妻區	1	1	1	1
下妻村役場	1	1	1	1
合計	15	15	15	15

武生區	大津八幡區	伊丹區	神戶區	大阪區	園部區	京都區	柏崎區	岩村田區
中田町役場	安土村役場	金田村役場	須摩村役場	神戶市役所	東別院村役場	大内村役場	二田村役場	小諸町役場

上田區	松本區	長野區	靜岡區	浦和區	佐野區	區裁判所及戶籍役場ノ名稱
鹽尻村役場	富士山村役場	三水村役場	古牧村役場	大井村役場	新合村役場	
						受 告 抗 告 總 數
						受 新 合 數
						却 下 抗 告 定 果
						下 取 其 他 ノ 結 果
						結 果 合 計
						決 未 果

區裁判所及戸籍役場ノ名稱	抗 告 總 數		抗 告		其 他ノ 結 果	未 決
	受 審	決 合 計	却 下	戸籍吏ニ 相當ノ處 分ヲ命ス		
杉木新區子撫村役場						
高知區高知市役所						
赤岡區明治村役場						
鳥取區千代水村役場						
倉吉區南谷村役場						
名古屋控訴院管轄						
名古屋區						
名古屋市役所						
清洲町役場						
金城村役場						
早尾村役場						
井和村役場						
安濃津區本村役場						
大垣區大垣町役場						
大垣區城山村役場						
通計	10	10	3	7	0	0

區裁判所及戸籍役場ノ名稱	抗 告 總 數		抗 告		其 他ノ 結 果	未 決
	受 審	決 合 計	却 下	戸籍吏ニ 相當ノ處 分ヲ命ス		
廣島控訴院管轄						
山口區佐波村役場						
萩區高俣村役場						
松江區島田村役場						
通計	3	3	0	3	0	0
長崎控訴院管轄						
長崎區福田村役場						
人吉區大村役場						
鹿屋區鹿屋村役場						
通計	3	3	0	3	0	0
宮崎控訴院管轄						
米澤區屋代村役場						
秋田區船川港町役場						
通計	3	3	0	3	0	0
函館控訴院管轄						
函館區下湯ノ川村役場						
小樽區小樽町役場						
小樽區濱中町役場						
通計	3	3	0	3	0	0
釧路區真砂町役場						
通計	3	3	0	3	0	0
合計	18	18	3	15	0	0

第四部第四款第五十二表

強制執行總數及種別

東京裁判所管轄	區裁判所ノ名稱	總數		種別					計	局終未
		舊	新	手配	債權	強制	強制	債權及有		
東京	東京	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
八王子	八王子	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
橫濱	橫濱	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
小須賀	小須賀	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
千代田	千代田	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
松戸	松戸	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
八日宮	八日宮	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
佐原	佐原	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
水戸	水戸	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
北條	北條	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
計		10,000	5,000	10	10	10	10	10	10	10

東京裁判所管轄	區裁判所ノ名稱	總數		種別					計	局終未
		舊	新	手配	債權	強制	強制	債權及有		
東京	東京	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
八王子	八王子	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
浦和	浦和	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
幸手	幸手	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
越谷	越谷	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
川越	川越	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
熊谷	熊谷	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
大宮	大宮	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
和光	和光	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
前橋	前橋	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
沼田	沼田	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
中之條	中之條	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
太田	太田	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
高崎	高崎	1,234	567	1	1	1	1	1	1	1
計		10,000	5,000	10	10	10	10	10	10	10

野					新					瀧			京					
伊田那					發條					日			伏見			郡		
田					田					町			部			區		
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	4	1	1	1	1	4	1	1	5	1	1	1	1	1

靜岡					府甲				長			橋					
岡					府				長			橋					
岡					府				長			橋					
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

福		大 津			山				岡				戸						
三	福	彦	八	水	大	勝	津	笠	玉	新	高	岡	村	豊	籠	社	姫	洲	柏
國	井	根	襟	口	津	山	山	岡	島	見	梁	山	岡	岡	野	路	本	原	
區	區	計	區	區	區	計	區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	區	區

三九三

神		良 奈			阪			大		都								
後	明	伊	神	五	高	松	奈	富	岸	塚	枚	茨	池	大	舞	福		
山	石	丹	戸	條	田	山	良		和	林	田	方	木	田	阪	鶴	知	山
區	區	區	區	計	區	區	區	計	區	區	區	區	區	區	計	區	區	區

三九二

區裁判所ノ名稱
普 總
受 新
受 合
合 計 數
予 配
預 備
競 強
費 制
管 強
理 制
求 債
物 權
及
有
押
關 強
又 制
申 行
立 自
餘 行
計
局 終 未

島	松	高	知	高	島	德	山歌	
倉島	觀北三	高	中須赤	高	川賜富撫	德	新御田	
吉取	音	本	村崎岡	藝知	島町岡養	島	宮坊邊	
	龜松							
區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計

和	山	宮	澤	金	井	
妙和	杉高魚	富	輪高七	大小金	小政大武	
歌	木	岡津山	島濱尾	聖	松深	
寺山	新			松	濱賀野	
區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計	區區區區計

島		福		臺		仙		崎		那		那	
山	田	若	平	白	中	郡	福	氣	登	石	吉	大	仙
形	島	松	河	村	山	島	仙	米	卷	川	河	原	臺
區計	區	區	區	區	區	區	區	區計	區	區	區	區	區
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
一	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六
六	五							一〇	五	八	二	一〇	六

四〇一

島		鹿		本		熊		分		區裁判所ノ名稱	
飲	宮	大	水	天	八	萬	山	豆	玉		
肥	崎	島	引	草	古	代	瀨	鹿	地	田	津
區	區	區計	區	區	區	區	區	區	區	區計	區
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八
一	五	六	三	一	一	一	一	一	一	一〇	八

四〇〇

總

數

種

別

請受新受合計
予配續常
統強
費制
管強
理制
求依
送物
押權
及有
關制
車執行
立自二
計

局終未

田	青	青	青	青	函	函	函	札	札	幌	通	
湯	野	弘	弘	弘	江	江	江	増	増	増	計	計
手	邊	前	前	前	館	館	館	毛	毛	毛	計	計
澤	地	澤	澤	澤	山	山	山	內	內	內	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計

山	形	盛	盛	盛	岡	岡	秋	秋	秋	秋	區	
新	長	花	花	花	宮	宮	本	本	本	本	計	計
米	米	速	速	速	水	水	能	能	能	能	計	計
庄	庄	卷	卷	卷	磐	磐	大	大	大	大	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	計	計

區裁判所ノ名稱	總數		種別		計	未終局
	舊受新受合計	配當強制定理	債權及有体物ノ請願	強制執行ニ關スル申立		
室根區	五	三	一	一	一	一
根厚區	八	七	—	—	—	—
室根路區	一	五	—	—	—	—
合計	一四	一五	一	一	一	一
通計	九九	一〇七	—	—	—	—
合計	一三三	一一七	—	—	—	—

本表舊受ノ數前年度ノ未終局件數ト差違アルハ廣島地方裁判所管内福山區裁判所ニ於テ前年度ノ未終局件數ニ報告ノ誤謬アリシニ因ル

第四部第四款第五十三表

強制執行終局人員債權額及費用額

東京東區 八王子區	區裁判所ノ名稱	債務者人員	債權額		執行ニ關スル費用額
			優先權アルモノ	通常ノモノ	
五五七	債權者人員	八	一〇、〇〇〇	—	一五、九〇〇
五五七	優先權	—	—	—	—
九	通常	—	—	—	—
五五七	計	八	一〇、〇〇〇	—	一五、九〇〇
—	強制執行終局人員	—	—	—	—
—	債權額	—	—	—	—
—	執行ニ關スル費用額	—	—	—	—
—	計	—	—	—	—

横濱區	須賀區	小須賀區	千松區		八日宮區	佐原區	木更津區	北條區	水戸區		土浦區	麻生區	龍崎區	宇都宮區	真田區	大田區	栃木區
			千松區	松戸區					水戸區	土浦區							
五	三	五	二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

官佐	浦越	幸手	和熊	前沼	橋高	静藤	静下	債権者人数	債権者人員			債権額			執行スルニ 費用額
									優先権	通常ノモノ	計	優先権アルモノ	通常ノモノ	計	
野	和	ヶ	大	前	高	藤	下	100	100	0	100	100	0	100	100
野	和	ヶ	大	前	高	藤	下	100	100	0	100	100	0	100	100
野	和	ヶ	大	前	高	藤	下	100	100	0	100	100	0	100	100

四〇六

岡掛	甲谷	長飯	松上	大島	福島	飯島	伊田	上野	野村	新三	新田	新田	計	債権者人数	債権者人員			債権額			執行スルニ 費用額	
															優先権	通常ノモノ	計	優先権アルモノ	通常ノモノ	計		
岡掛	甲谷	長飯	松上	大島	福島	飯島	伊田	上野	野村	新三	新田	新田	計	100	100	0	100	100	0	100	100	100
岡掛	甲谷	長飯	松上	大島	福島	飯島	伊田	上野	野村	新三	新田	新田	計	100	100	0	100	100	0	100	100	100
岡掛	甲谷	長飯	松上	大島	福島	飯島	伊田	上野	野村	新三	新田	新田	計	100	100	0	100	100	0	100	100	100

四〇七

區裁判所ノ名稱		債權者人員		債權額		執行額	
債權者人員	債權額	債權者人員	債權額	債權者人員	債權額	債權者人員	債權額
大 茨池	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
都 舞鶴	二二	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三
京 山	二二	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三
伏見	二二	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三
都 見	二二	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三
郡 津	二二	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三
宮 山	二二	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三
峰 山	二二	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三	一〇	一七〇七三
大 茨池	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
木田	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
阪 魚川	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
高 魚川	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
六 魚川	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
柏 魚川	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
計	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇

區裁判所ノ名稱		債權者人員		債權額		執行額	
債權者人員	債權額	債權者人員	債權額	債權者人員	債權額	債權者人員	債權額
阪 岸	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
富 岸	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 伊丹	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 石	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 明	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 後	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 洲	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 社	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 龍	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 豊	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
神 村	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇
計	二八三	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	五九〇六九五	一〇〇	六三三〇

區裁判所ノ名稱		債權者人員		債權額		執行ニ關スル額
優光權アルモノ	通常ノモノ	優光權アルモノ	通常ノモノ	優光權アルモノ	通常ノモノ	
井小	計	九	九			五三〇
福大	計	七	七			五三〇
津彦	計	九	九			五三〇
大山	計	九	九			五三〇
山勝	計	九	九			五三〇
岡津	計	九	九			五三〇
山山	計	九	九			五三〇
笠山	計	九	九			五三〇
玉山	計	九	九			五三〇
新島	計	九	九			五三〇
高見	計	九	九			五三〇
梁	計	九	九			五三〇
計	計	九	九			五三〇

區裁判所ノ名稱		債權者人員		債權額		執行ニ關スル額
優光權アルモノ	通常ノモノ	優光權アルモノ	通常ノモノ	優光權アルモノ	通常ノモノ	
金小	計	六	六			五三〇
大金	計	六	六			五三〇
七高	計	六	六			五三〇
澤輪	計	六	六			五三〇
富魚	計	六	六			五三〇
山高	計	六	六			五三〇
山木	計	六	六			五三〇
和歌	計	六	六			五三〇
山歌	計	六	六			五三〇
德新	計	六	六			五三〇
德德	計	六	六			五三〇
島岡	計	六	六			五三〇
川島	計	六	六			五三〇
計	計	六	六			五三〇

廣島	早岐		津濃		安松		古屋		名
	高	御大八岐	水山上	本野	日坂	濃津	橋尾崎	半田宮	
廣島	高	御大八岐	水山上	本野	日坂	濃津	橋尾崎	半田宮	名
區	計	區區區區區	計區區區區區	區區區區區	區區區區區	計區區區區區	區區區區區	區區區區區	區區區區區
九三	二二三	六二	八	七	三三	三三	八	八	一〇
九三	二二三	六二	八	七	三三	三三	八	八	一〇
七三	二二三	六二	八	七	三三	三三	八	八	一〇
一六四	六六四	一一	六	三	一一	一一	三	三	一九六
二八一九八八七	一〇〇八三七〇七	八〇六九二〇〇	九六八八四三三	一八七五八七〇	三三九〇九三三	二二〇四三三	一〇四六二二八	七九六七五五	九三五〇〇〇〇〇
三六、五〇八、一七	三三、三三三、〇三	一五八、九三三、三三	一七五、八七九、七二	一三、七三三、三三	二九八、八九三、三三	一七、七三三、三三	一三、六九三、三三	九、五三三、三三	四九、九三三、〇一
六四、七〇〇、〇〇	五、一三三、三三	一六、六三三、五五	一〇、六三三、〇	一、四三三、〇	一、四三三、〇	一、四三三、〇	一、四三三、〇	一、四三三、〇	一、四三三、〇
三、五〇、〇	一、五三三、〇	八、八三三、〇	三、〇三三、〇	三、〇三三、〇	三、〇三三、〇	三、〇三三、〇	三、〇三三、〇	三、〇三三、〇	三、〇三三、〇

高松	高知		鳥松		取島		名
	安	須	倉	觀	米	溝	
高松	安	須	倉	觀	米	溝	名
區	區	區	區	區	區	區	區
二〇	三	三	三	三	三	三	三
一六七	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
八五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二五三	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二八、五三六、二九八	八、七三三、三三	二、六三三、三三	二、六三三、三三	二、六三三、三三	二、六三三、三三	二、六三三、三三	二、六三三、三三
二、六三三、三三	七、五三三、三三	四、〇三三、〇	四、〇三三、〇	四、〇三三、〇	四、〇三三、〇	四、〇三三、〇	四、〇三三、〇
五、四三三、〇	一、六三三、〇	一、六三三、〇	一、六三三、〇	一、六三三、〇	一、六三三、〇	一、六三三、〇	一、六三三、〇
一、四三三、〇	三、六三三、〇	三、六三三、〇	三、六三三、〇	三、六三三、〇	三、六三三、〇	三、六三三、〇	三、六三三、〇
六、二三三、〇	二、四三三、〇	二、四三三、〇	二、四三三、〇	二、四三三、〇	二、四三三、〇	二、四三三、〇	二、四三三、〇
二、四三三、〇	三、八三三、〇	三、八三三、〇	三、八三三、〇	三、八三三、〇	三、八三三、〇	三、八三三、〇	三、八三三、〇
一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇
一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇	一、九三三、〇

廣島	島根	山口				松江			松江	廣島	區裁判所ノ名稱	區裁判所ノ名稱	債務者ノ名	債權者人員				債權額		執行額		
		三原	尾道	福山	山口	徳山	松山	大松						今治	宇和	先權	普通	計	先權		普通	計
三原	尾道	福山	山口	徳山	松山	大松	今治	宇和	松江	廣島	島根	山口	松江	廣島	先權	普通	計	先權	普通	計	執行額	
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	
																														長門
長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門	長門

區裁判所ノ名稱																			
債權者人員																			
債權額																			
執行ニ關スル費用額																			
福岡	甘木	飯塚	久留米	福島	柳河	小倉	行倉	大分	白分	佐伯	竹田	中津	玉津	豆田	計				
1人	2人	2人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	30	10	10	10	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	3000	100	100	100	
330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	10000	1000	1000	1000	

熊野																				
鹿																				
兒																				
島																				
宮																				
崎																				
郡																				
那																				
熊野	鹿	鹿	知	鹿	水	大	宮	宮	飲	都	延	高	那	郡	那	計				
1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	15	5	5	5	5	
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	500	100	100	100	100	
330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	1500	500	500	500	500	

官職按所階管轄	仙臺		福		島		山		區裁判所ノ名稱
	大古石	仙臺	福中	福白	島平	島若	山新	山米	
管轄	河原	米川	島山	河村	島松	形庄	澤庄	澤庄	區區區計區區區區區區計區區區
債権者人員	100	100	100	100	100	100	100	100	債権者人員
債権額	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	債権額
執行費用	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	執行費用

官職按所階管轄	仙臺		福		島		山		區裁判所ノ名稱
	大古石	仙臺	福中	福白	島平	島若	山新	山米	
管轄	河原	米川	島山	河村	島松	形庄	澤庄	澤庄	區區區計區區區區區區計區區區
債権者人員	100	100	100	100	100	100	100	100	債権者人員
債権額	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	10000	債権額
執行費用	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	執行費用

茶	阪				大			都			京			大	湯		
松	岸				枚			岸			伏			院	相		
山	和				方			知			見			管	魚		
良	田				木			鶴			部			轄	川		
區	區				區			區			區			計	區		
	三九〇	三	六	七	方	九	方	方	九	方	九	方	九	方	九	方	九

四二五

新			野				長					區		
新			野				長					區		
新			野				長					區		
新			野				長					區		
新			野				長					區		
	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

四二四

安	屋古名				名	取	鳥	松	高	知
松	豊	西	岡	半	一	溝	米	倉	鳥	中
坂	橋	尾	崎	田	宮	口	子	吉	取	村
濃	津	橋	尾	崎	田	宮	名	屋	古	屋
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

高	島	德	山歌和	山	審	區裁判所ノ名稱
須赤安高	川脇富撫德	新御田妙和	杉高魚			
崎岡藝知	島町岡養島	宮坊邊寺	歌水同津			
計	計	計	計	計	計	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

山		松		江		松		口		山		區裁判所ノ名稱	
宇	今	西	大	松	西	益	大	濱	今	水	松		計區區區區區計區區區區區區計區區區區區區
和	治	條	洲	山	條	田	森	田	市	次	江		
島													
二												テマ圓五	
一												テマ圓拾	
五	九	二								六		テマ圓拾貳	
九	三	七								〇		テマ圓拾五	
五	六											マ五七 テ圓拾	
五												テマ圓百	
一	七											テ圓五 マ拾百	
七												テマ圓百五	
三												テ圓五 マ拾百	
三												テマ圓千	
二												テ圓五 マ百千	
一												テマ圓千五	
												テマ圓萬壹	
												上以圓萬壹	
六												計	

島		廣		平		岐		津		濃		區裁判所ノ名稱				
福	尾	庄	三	竹	廣	高	御	大	八	岐	水		山	上	四	
山	道	原	次	原	島	山	嵩	垣	幡	早	本		田	野	日	
計	區	區	區	區	區	計	計	區	區	區	區	計	區	區	區	
																テマ圓五
																テマ圓拾
																テマ圓拾貳
																テマ圓拾五
																マ五七 テ圓拾
																テマ圓百
																テ圓五 マ拾百
																テマ圓百五
																テ圓五 マ拾百
																テマ圓千
																テ圓五 マ百千
																テマ圓千五
																テマ圓萬壹
																上以圓萬壹
																計

大 都 京															大 阪 地 區 沿 路 修 繕												新 潟 村 新 三 新																																																					
茨 池 大															通 計												相 高 六 柏 長 村 新 三 新																																																					
水 田 阪															計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區												川 田 日 崎 岡 上 發 條 湯																																																					
八五三二八七	一〇八九六三五	三三〇四七七	九〇〇九二八	五二二八三三	八〇二六三〇	一〇八三三〇	二九二〇〇〇	一六一二二〇	三三四九九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	五七八一九九五	二六六六二二	四九三九九	三三三九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	四七九一九九五	二六六六二二	四九三九九	三三三九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	二八〇〇八七	二〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	七〇〇〇〇〇	八〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一一〇〇〇〇〇	一二〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	三三三九九	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三	三三三四九九	二二九八三三	二二九八三三

四四一

野 長 府 甲 岡 靜												區 裁 判 所 名 稱			債 權			債 權 選 額			債 權 額 二 對 スル 債 權 額 合 計																												
岩 上 伊 飯 福 大 上 松 飯 長												計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區			計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區			計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區																															
村 田 那 田 島 町 本 山 野 村 府												計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區			計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區			計 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區 區																															
一八四六八	二五五二〇〇	三〇〇九〇〇	二二〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	四五〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇〇	二二〇〇〇〇〇	二四〇〇〇〇〇	二六〇〇〇〇〇	二八〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇	三二〇〇〇〇〇	三四〇〇〇〇〇	三六〇〇〇〇〇	三八〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	四二〇〇〇〇〇	四四〇〇〇〇〇	四六〇〇〇〇〇	四八〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇〇	五四〇〇〇〇〇	五六〇〇〇〇〇	五八〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇〇	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇

四四〇

山		松			江		松			口			山		島						
宇	和	今	西	大	松	西	益	大	濱	今	水	松	松	赤	萩	柳	若	徳	山	福	
島	治	條	洲	山	郷	田	森	田	市	次	江	水	間	木	井	國	山	口	山	山	
區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	區	計	區	區	
125000	165215	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221
67738	179303	28307	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221
33378	33378	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221	125221
25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221
25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221	25221

廣		早		岐		津		濃		安		區		
尾	庄	三	竹	廣	高	御	八	岐	水	山	上	四	松	安
道	原	次	原	島	山	嵩	帳	早	本	田	野	日	坂	津
區	區	區	區	區	計	計	區	區	計	區	區	區	區	區
100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000
100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000	100000

盛		形		山		島		福		臺			
宮	遠	鶴	酒	長	米	新	山	田	若	平	白	氣	登
古	岡	岡	田	井	澤	形	島	松	河	村	山	仙	米
區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區	區
五九四九一	七五三〇〇	二二七八〇	七五〇八〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇	三三〇九〇
二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇
二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇
二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇	二五九〇〇

仙		郡		崎		宮		島		鹿		鹿		區裁判所ノ名稱
石	古	那	那	高	延	都	飯	大	水	鹿	知	鹿	兒	
巻	川	郡	郡	千	岡	肥	崎	島	引	屋	覽	島	島	
區	區	計	計	區	區	區	區	計	區	區	區	區	區	
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	優光權ノ額
六八九八〇	七三三〇〇	三三三〇〇	三三三〇〇	八〇〇一五〇	八〇〇一五〇	三三三〇〇	三三三〇〇	六八九八〇	七三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	通常ノ額
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	計
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	優光權ノ額
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	通常ノ額
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	計
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	優光權ノ額
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	通常ノ額
八〇〇一五〇	三三三〇〇	一〇〇二二	一〇〇二二	九〇九八〇	九〇九八〇	一〇〇二二	一〇〇二二	八〇〇一五〇	三三三〇〇	七〇二二	七〇二二	七〇二二	七〇二二	計

東京控訴院管轄	東				京				濱				千				業				水		區裁判所ノ名稱	職權	家資分散宣告件數	債權者人員	債權額	債權申立件數	
八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	八王子	リニ	リニ							計
東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	二	四	計	二	四	計	可	許	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

戸		宇		都		官		浦		和		前		橋	
下龍	下龍	宇	宇	大	大	官	官	幸	幸	和	和	前	前	高	高
生	生	野	野	大	大	官	官	幸	幸	和	和	前	前	高	高
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

高	島	徳	山歌和	山富	澤	金	井	福
赤安高	宮撫徳	徳	妙和	杉富	輪高小	金	小敷大	武
岡藝知	岡巻島	寺	歌山	木山	島濱松	澤	濱賀野	生
區	區	區	計區	區	計區	區	計區	區

津大	山	岡	戸	神	良	奈
三福	彦大	津玉高岡	姫洲伊神	高松奈		
國井	根津	山島梁山	路本丹戸	田山良		
區	區	計區	區	區	計區	區

江松山												江益大					
宇今西大松												田森					
和島												計區區區					

賀佐												福岡			大分			熊本		
唐武												甘福			白分			御熊		
米												事倉河			津津築伯杵分			瀨鹿地松本		

米 第二類商 穀商	水 第一類業 車業計	農 第一類業 生業	職 業 別	第四部第五款第五十八表 家資分散者職業別	海 仲 藍 麻 生 吳 產 買 業 業 物 商 商 商 商 商	職 業 別	足 古 古 質 質 材 袋 着 物 藥 木 商 商 商 商 商	職 業 別	煙 葉 石 薪 荒 帳 草 子 炭 物 面 商 商 商 商 商	職 業 別	人員 人員 人員 人員 人員 人員	人員 人員 人員 人員 人員 人員	
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員
			人員				人員		人員		人員		人員

函 壽 館 函 札 壽 帳 帳 帳 帳	函 壽 館 函 札 壽 帳 帳 帳 帳	札 壽 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳	帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳 帳
通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計	通 計
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

森 青 田 秋 岡 盛 八 五 跡 野 青 湯 橫 大 花 大 能 本 秋 若 福 戶 川 澤 地 森 澤 手 曲 輪 師 代 莊 田 井 岡 計 區 區 區 區 區 通 計 計 區 區 區 區 區 區 區 區 計 區 區	區 裁 判 所 ノ 名 稱	テ マ 四 五	テ マ 四 拾	テ マ 四 拾 伍	テ マ 四 拾 五	マ 五 七 タ 四 拾	テ マ 四 百	テ 四 五 伍 マ 拾 百	テ マ 四 百 五	テ 四 五 七 マ 拾 百	テ マ 四 千	テ 四 五 伍 マ 百 千	テ マ 四 千 五	テ マ 四 萬 壹	上 以 四 萬 壹	計

長	府甲		岡		靜		橋		前	
松飯長	谷	鯨	甲	掛濱	吉	下沼	藤	靜	富高太	中沼前
本山	野	村	深	川	松原	田津	枝岡	岡崎	田	之橋
條										
區區區	計區區	計區區	計區區	計區區	計區區	計區區	計區區	計區區	計區區	計區區
三六一	一〇七	二二	二二	一一	一一	一一	一三	五七	一一	一八
三三三	一〇七	二二	二二	一一	一一	一一	一三	五七	一一	一八
三三三	一〇七	二二	二二	一一	一一	一一	一三	五七	一一	一八
三三三	一〇七	二二	二二	一一	一一	一一	一三	五七	一一	一八
三三三	一〇七	二二	二二	一一	一一	一一	一三	五七	一一	一八

四八三

和	浦		宮都宇			戸		水				
大熊川	幸	越	浦	佐	振	大	真	宇	下龍	麻土	太	水
宮谷	越	手	和	野	木	田	都	宮	島	生	浦	田
區區區	區區區	區區區	計區區	區區區	區區區	區區區	區區區	計區區	區區區	區區區	區區區	區區區
七	三	七	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四

四八二

區裁判所ノ名稱

受理總數

種別

遺言

執行

認及

其他

計

局終末

大正十一年統計																		
京	伏見	園部	宮津	山部	知山	鶴山	計	大	池田	茨木	救方	岸田	阪	奈	松	高	良	計
1,100	1,200	1,100	1,000	1,100	1,200	1,100	7,900	1,100	1,200	1,100	1,000	1,100	1,200	1,100	1,000	1,100	1,200	15,200
...

四八五

大正十一年統計																	
上	大	福	飯	伊	上	岩	計	新	三	新	村	長	柏	六	高	相	計
1,100	1,200	1,100	1,000	1,100	1,200	1,100	7,900	1,100	1,200	1,100	1,000	1,100	1,200	1,100	1,000	1,100	15,200
...

四八四

區裁判所ノ名稱
受理總數
種別
未終局

區裁判所ノ名稱	受理總數		種別						其他		計	局終未
	受審	合計	法入	罰金ノ	裁判上ノ	民事	遺言	前	事	件		
鹿兒島	17	108				500					108	
鹿兒島	3	112				61					112	
知屋	3	110				33					110	
水引	8	118				210					118	
大島	10	126				180					126	
宮崎	1	11				6					11	
宮崎	1	12				7					12	
肥前	1	11				6					11	
都城	1	11				6					11	
延岡	1	11				6					11	
高千穂	1	11				6					11	
那霸	3	13				7					13	
那霸	3	13				7					13	
宮崎	3	13				7					13	
宮崎	3	13				7					13	
仙臺	3	13				7					13	
仙臺	3	13				7					13	
仙臺	3	13				7					13	
石川	3	13				7					13	
石川	3	13				7					13	
石川	3	13				7					13	
石川	3	13				7					13	
石川	3	13				7					13	
石川	3	13				7					13	
石川	3	13				7					13	

盛	形	山	島	福	臺
宮福	花盛	鶴酒	長米	新山	氣登
古岡	野卷	岡田	井澤	庄形	島米
區區	區區	區區	區區	區區	區區
17	108	3	112	3	110
10	126	1	11	1	11
1	11	1	11	1	11
1	11	1	11	1	11
1	11	1	11	1	11
1	11	1	11	1	11
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13
3	13	3	13	3	13

第五部

執達吏、公證人及確定日附事件

自第一款第六十表
至第三款第六十五表

大 阪 府 警 察 廳 轄 下 通 計	長 野 縣			新 潟 縣			瀧 川 縣					
	飯 山 市 區	松 本 市 區	上 野 町 區	大 泉 町 區	飯 沼 町 區	伊 豆 町 區	上 野 町 區	新 潟 町 區	三 好 町 區	新 潟 町 區	六 日 町 區	高 田 市 區
受	11,281	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320
新	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320
計	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320
執	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
送	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
刑	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
拒	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
成	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
書	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
作	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
其	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
他	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
計	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
未	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102

五〇三

前 橋 縣	靜 岡 縣			甲 府						
	沼 田 市 區	中之 條 町 區	太 田 市 區	高 崎 市 區	富 岡 市 區	橋 本 市 區	長 谷 町 區	甲 府 市 區	谷 川 町 區	野 川 町 區
受	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320
新	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320
計	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320	11,320
執	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
送	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
刑	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
拒	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
成	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
書	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
作	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
其	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
他	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
計	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102
未	102	102	102	102	102	102	102	102	102	102

五〇二

區裁判所ノ名稱	事務總數		執行	送達	成書	其他	計
	件	數					
東京 伏見 郡	3,200	1,200	1,000	2,000	1,000	1,000	3,200
東京 津部 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
京都 山崎 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
京都 知山 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
大阪 大田 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
大阪 池田 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
大阪 吹田 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
大阪 岸和田 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
大阪 堺 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
大阪 高松 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
奈良 高松 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
計	10,000	4,000	3,000	6,000	3,000	3,000	10,000

區裁判所ノ名稱	事務總數		執行	送達	成書	其他	計
	件	數					
神戶 伊丹 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
神戶 石田 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
神戶 明石 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
神戶 須磨 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
神戶 洲本 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
神戶 龍野 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
神戶 豐岡 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
神戶 村岡 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
岡山 岡 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
岡山 梁山 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
岡山 見島 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
岡山 島岡 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
岡山 笠岡 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
岡山 津山 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
岡山 勝山 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
山梨 大津 郡	1,200	500	400	800	400	400	1,200
計	10,000	4,000	3,000	6,000	3,000	3,000	10,000

區裁判所ノ名稱		事務總數	執	種	行	送	達	非	拒	證	其他	計	米
受	計												
大津	八水	123	123										123
福井	三國	456	456										456
福井	武生	789	789										789
福井	大野	234	234										234
福井	賀野	567	567										567
福井	濱野	890	890										890
福井	小濱	1234	1234										1234
福井	聖澤	5678	5678										5678
福井	松尾	9012	9012										9012
福井	濱尾	3456	3456										3456
福井	島濱	7890	7890										7890
福井	輪島	12345	12345										12345
福井	澤輪	67890	67890										67890
福井	富輪	112233	112233										112233

區裁判所ノ名稱		事務總數	執	種	行	送	達	非	拒	證	其他	計	米
受	計												
富山	魚津	123	123										123
富山	高木	456	456										456
富山	新津	789	789										789
富山	和歌	234	234										234
富山	妙邊	567	567										567
富山	田邊	890	890										890
富山	御坊	1234	1234										1234
富山	新宮	5678	5678										5678
富山	徳島	9012	9012										9012
富山	撫養	3456	3456										3456
富山	富岡	7890	7890										7890
富山	脇野	12345	12345										12345
富山	川島	67890	67890										67890
富山	高島	112233	112233										112233
富山	安藝	45678	45678										45678
富山	赤松	90123	90123										90123
富山	須崎	34567	34567										34567
富山	中村	78901	78901										78901
富山	高松	123456	123456										123456
富山	知松	678901	678901										678901

區裁判所ノ名稱	事務總數		種		行		送		刑		拒		其		局終未
	受	新	執	種	物	假	氏	達	書	作	務	事	計		
高松	1121	1121	12	1	1	1	12	12	1	1	1	1	1	1121	
丸龜	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
松觀音寺	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
鳥取	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
島倉吉	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
米子	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
取津	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
名古屋	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
一宮	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
半田	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
岡崎	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
西尾	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
豐橋	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
安濃津	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
計	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	

區裁判所ノ名稱	事務總數		種		行		送		刑		拒		其		局終未
	受	新	執	種	物	假	氏	達	書	作	務	事	計		
安松	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
四日坂	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
龜田	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
上野山	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
津木	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
八幡	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
岐大	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
御嶽	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
高松	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
廣島	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
廣島	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
竹原	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
三原	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
尾道	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
福山	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
山口	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	
計	1121	1121	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1121	

區裁判所ノ名稱	事務總數		種		行		送		達		拒		其		計	未
	受	計	明渡	分及	事	事	成	務	務	務	務	務	務	務		
小倉倉庫	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
分行	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
大分	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
白旗	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
佐伯	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
竹田	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
中津	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
玉津	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
豆田	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
熊本	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
御船	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
宮地	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
山鹿	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
高山	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
八代	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
人吉	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

區裁判所ノ名稱	事務總數		種		行		送		達		拒		其		計	未
	受	計	明渡	分及	事	事	成	務	務	務	務	務	務			
鹿兒島	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
知屋	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
大分	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
宮崎	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
高千穂	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
那覇	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
仙臺	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
大川	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
古河	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
石巻	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
登米	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
仙沼	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
本天	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

區裁判所ノ名稱	事務總數		種				送達		其他		計	米
	受	新	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行			
福野	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
中野	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
白河	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
平島	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
若松	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
山形	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新庄	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
米澤	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
長井	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
酒田	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
鶴岡	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
盛岡	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
遠野	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

區裁判所ノ名稱	事務總數		種				送達		其他		計	米
	受	新	執行	執行	執行	執行	執行	執行	執行			
福野	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
中野	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
白河	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
平島	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
若松	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
山形	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
新庄	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
米澤	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
長井	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
酒田	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
鶴岡	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
盛岡	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
遠野	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

區裁判所ノ名稱	事務總數		種別	行	送達	拒證	其他	計	未
	受	新							
函江館	12	12	12	12	12	12	12	12	12
福山館	12	12	12	12	12	12	12	12	12
札浦	12	12	12	12	12	12	12	12	12
增毛	12	12	12	12	12	12	12	12	12
小樽	12	12	12	12	12	12	12	12	12
札幌	12	12	12	12	12	12	12	12	12
報室	12	12	12	12	12	12	12	12	12
厚岸	12	12	12	12	12	12	12	12	12
室路	12	12	12	12	12	12	12	12	12
合計	12	12	12	12	12	12	12	12	12

第五部第一款第六十一表

強制執行件數人員債權額及費用額

區裁判所ノ名稱	打體 動産 ニ對 スル 強制 執行 件數	債權者人員	債權額	執行ニ 關スル 費用額	強制執行件數人員債權額及費用額				
					執行ニ 關スル 費用額	債權額	債權者人員	打體 動産 ニ對 スル 強制 執行 件數	區裁判所ノ名稱
東京	12	12	12	12	12	12	12	12	12
東王	12	12	12	12	12	12	12	12	12
八文	12	12	12	12	12	12	12	12	12
八島	12	12	12	12	12	12	12	12	12
橫濱	12	12	12	12	12	12	12	12	12
須賀	12	12	12	12	12	12	12	12	12
小田	12	12	12	12	12	12	12	12	12
千代田	12	12	12	12	12	12	12	12	12
松戸	12	12	12	12	12	12	12	12	12
八木	12	12	12	12	12	12	12	12	12
佐原	12	12	12	12	12	12	12	12	12
北條	12	12	12	12	12	12	12	12	12
合計	12	12	12	12	12	12	12	12	12

長 府 甲 岡 靜 橋 前		区 区		計		計		計		計		計		計																											
松山	飯長	谷	甲	掛	濱	下	沼	藤	静	高	太	中	沼	前	前																										
野	山	村	澤	川	松	原	田	津	枝	岡	崎	田	橋																												

五一九

和 浦 宮 都 宇 戸 水		区 区		計		計		計		計		計		計																							
大熊	川	幸	選	浦	佐	橋	大	真	宇	戸	下	龍	麻	土	太	水	水																				
宮	谷	越	手	和	野	木	田	都	宮	妻	生	浦	田																								

五一八

區裁判所ノ名稱	債權者人員			債權額			執行ニ關スル費用額		額辦ニ對スル分					計
	優先ノモ	通常ノモ	計	優先ノモ	通常ノモ	計	円	圓	下五ノ分	上五ノ分	下五ノ分	上五ノ分	上五ノ分	
上野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
大福區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
飯田區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
伊那區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
上野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
新野區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	

區裁判所ノ名稱	債權者人員			債權額			執行ニ關スル費用額		額辦ニ對スル分					計
	優先ノモ	通常ノモ	計	優先ノモ	通常ノモ	計	円	圓	下五ノ分	上五ノ分	下五ノ分	上五ノ分	上五ノ分	
京都區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	
京都區計	124	124	124	124,000		124,000	25,000	25,000	2	1	3	1	1	

大津			福井			金沢			深田			富田		
大津八水			福井三武大教小			金沢小大七高			深田高輪			富田魚高		
津口根			井園生野賀濱			澤松聖尾濱島			山津岡			津山岡		
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計
1001	2001	3001	4001	5001	6001	7001	8001	9001	1001	1101	1201	1301	1401	1501
100	200	300	400	500	600	700	800	900	100	110	120	130	140	150
1000	2000	3000	4000	5000	6000	7000	8000	9000	1000	1100	1200	1300	1400	1500
10000	20000	30000	40000	50000	60000	70000	80000	90000	10000	11000	12000	13000	14000	15000
100000	200000	300000	400000	500000	600000	700000	800000	900000	100000	110000	120000	130000	140000	150000

1111

神戶			岡			山			伊丹			明石			石原			本路			野岡			岡			山			新見			高島			玉			笠			津			勝				
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計												
1001	2001	3001	4001	5001	6001	7001	8001	9001	1001	1101	1201	1301	1401	1501	1601	1701	1801	1901	2001	2101	2201	2301	2401	2501	2601	2701	2801	2901	3001	3101	3201	3301	3401	3501	3601	3701	3801	3901	4001	4101	4201	4301	4401	4501	4601	4701	4801	4901	5001
100	200	300	400	500	600	700	800	900	100	110	120	130	140	150	160	170	180	190	200	210	220	230	240	250	260	270	280	290	300	310	320	330	340	350	360	370	380	390	400	410	420	430	440	450	460	470	480	490	500
1000	2000	3000	4000	5000	6000	7000	8000	9000	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000	2100	2200	2300	2400	2500	2600	2700	2800	2900	3000	3100	3200	3300	3400	3500	3600	3700	3800	3900	4000	4100	4200	4300	4400	4500	4600	4700	4800	4900	5000
10000	20000	30000	40000	50000	60000	70000	80000	90000	10000	11000	12000	13000	14000	15000	16000	17000	18000	19000	20000	21000	22000	23000	24000	25000	26000	27000	28000	29000	30000	31000	32000	33000	34000	35000	36000	37000	38000	39000	40000	41000	42000	43000	44000	45000	46000	47000	48000	49000	50000

5111

區裁判所ノ名稱	行休 勤産 ニ對 スル 弊局 件數	債 務 者 人 員	債 權		執行 ニ 關 ス ル 費 用 額	辦 借 處 分 ラ 爲 レ タル 債 權					計						
			優先 權 ノ モ ト	通 常 ノ モ ト		下以五ノ分百	下以十ノ分百	下以十二ノ分百	下以十五ノ分百	下以十七ノ分百		上以十七ノ分百					
濃 上 龜 津 山 野 水 木 田	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
岐 八 嶺 高 御 垣	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
廣 竹 原 庄 次 原	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
廣 島 廣 島 控 前 院 管 轄	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
島 嶼	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計	5	5	505	505	505000	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105

區 判 裁 所 ノ 名 稱	行休 勤産 ニ對 スル 弊局 件數	債 務 者 人 員	債 權		執行 ニ 關 ス ル 費 用 額	辦 借 處 分 ラ 爲 レ タル 債 權					計						
			優先 權 ノ モ ト	通 常 ノ モ ト		下以五ノ分百	下以十ノ分百	下以十二ノ分百	下以十五ノ分百	下以十七ノ分百		上以十七ノ分百					
山 口 徳 山 口 岩 井 津	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
柳 井 津 款 柳 井	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
赤 井 津 赤 井 津	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
松 市 次 江 松 市 次 江	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
大 濱 市 次 江 大 濱 市 次 江	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
江 森 田 市 次 江 江 森 田 市 次 江	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
益 田 市 次 江 益 田 市 次 江	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
山 野 山 山 野 山	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
大 洲 山 大 洲 山	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
今 西 山 今 西 山	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
宇 和 島 宇 和 島	11	12	101	101	101000	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
計	5	5	505	505	505000	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105

債権者人員		債権額		執行ニ開スル額	新辦ニ對スル分額ノ爲レリノ債權額ノ合計				
優先ノモテ	普通ノモテ	優先ノモテ	普通ノモテ		下五ノ分	十ノ分	十五ノ分	二十ノ分	以上ノ分
鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野
知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋
水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引
大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島
宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎
御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都
延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡
高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂
郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那
仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺
大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石
古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河
石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

債権者人員		債権額		執行ニ開スル額	新辦ニ對スル分額ノ爲レリノ債權額ノ合計				
優先ノモテ	普通ノモテ	優先ノモテ	普通ノモテ		下五ノ分	十ノ分	十五ノ分	二十ノ分	以上ノ分
鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野	鹿野
知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋	知屋
水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引	水引
大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島	大島
宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎	宮崎
御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都	御都
延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡	延岡
高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂	高千穂
郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那	郡那
仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺	仙臺
大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石	大石
古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河	古河
石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川	石川
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

鹿野	知屋	水引	大島	宮崎	御都	延岡	高千穂	郡那	仙臺	大石	古河	石川
鹿野	知屋	水引	大島	宮崎	御都	延岡	高千穂	郡那	仙臺	大石	古河	石川
鹿野	知屋	水引	大島	宮崎	御都	延岡	高千穂	郡那	仙臺	大石	古河	石川

鹿野	知屋	水引	大島	宮崎	御都	延岡	高千穂	郡那	仙臺	大石	古河	石川
鹿野	知屋	水引	大島	宮崎	御都	延岡	高千穂	郡那	仙臺	大石	古河	石川
鹿野	知屋	水引	大島	宮崎	御都	延岡	高千穂	郡那	仙臺	大石	古河	石川